○経済産業省告示第二百五十一号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十一月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示

雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第六号ウレタンフォームマットレス（三）中「同規格の表四に示す数値の二倍とすること。」を「同規格の表五に示す数値の二倍とすること。」に改める。

別表第二第三十号（四）イ中「B七五〇五（ブルドン管圧力計）」を「B七五〇五―一（アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十年十一月十四日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蝦夷倉川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十二年内務省告示第三百五十号で指定した土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県白石市小原

字追久保　八一番二　一号及び二号

八一番一　三号から五号まで

八六番　六号から八号まで

八六番地先河川敷　九号

字川前　六番一　十号から十八号まで

○国土交通省告示第千三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤巻谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第百六号で指定した第九号に掲げる土地の区域を除く。）

滋賀県伊香郡余呉町大字下丹生

字林ノ上　九〇三番二　一号

字藤巻　九五七番　二号

九六七番　三号

九六六番　四号及び五号

九七七番一　六号

九七八番　七号

九八〇番二　八号

九八一番　九号

九八二番一　十号

九八三番　十一号

九八四番二　十二号

九八四番一　十三号

九八七番一　十四号

一〇〇五番一　十五号

字北谷

○国土交通省告示第千三百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竜北谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱四号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱八号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十二号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十六号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十六号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十六号と二十号を結んだ線から標柱十三号と十四号を結んだ線までの区間の竜北谷川支川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域、標柱十二号と十五号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の竜北谷川支川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域、標柱八号と十一号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の竜北谷川支川の中心線から左岸四メートル右岸三メートルまでの土地の区域及び標柱四号と七号を結んだ線から標柱二号と三号を結んだ線までの区間の竜北谷川支川の中心線から左岸七メートル右岸四メートルまでの土地の区域

高知県土佐市宇佐町竜

字脇屋敷　三八番地先水路敷　一号

三九番地先水路敷　二号

三七番一　三号

字坂ノ口西　二二番　四号及び五号

二一番　六号及び七号

二三番三　八号

一三番三　十号、十一号、十四号及び十五号

一三番ロ　二十号

字小谷山　五八七番　九号

五八八番ロ　十二号

五八八番イ　十三号及び十七号

五八六番ロ　十六号及び十八号

字神母谷　五八二番一　十九号

ロ　次に掲げる土地

字小谷山　五八六番イ

字神母谷　五八三番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

能津谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱六号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県高岡郡日高村本村

字今出　四八五番一　一号及び二号

字カヂバタ　四九〇番一　三号、四号、六号及び八号

四九二番　七号

字エボシ岩　四四八番　五号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

字カヂバタ　三九番

四九〇番一

四九二番

字エボシ岩　四四八番から四五〇番まで

四六五番

○国土交通省告示第千三百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ浦川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡立花町大字遠久谷字山ノ浦

七一七番　一号及び二号

七一一番　三号

七一二番三　四号

七一〇番一　五号

六八四番三地先道路敷　六号

六八〇番五　七号

六八〇番四　八号

六八〇番一　九号及び十号